

## 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に関する運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、震災その他大規模な災害等の発生時に、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災することにより、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、総務省作成のガイドライン（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号）の留意事項を踏まえ、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）が速やかに行えるよう、安全対策及び承認手続等について運用を定め、迅速な災害応急対策等に資することを目的とする。

### (本要綱の適用)

第2条 この要綱に定める仮貯蔵等に係る運用は、本市において震災等により甚大な被害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、又はそれと同等の被害が発生したものと認められる場合（以下「震災時等」という。）で、消防長がこの要綱に定めるところにより緊急に危険物の仮貯蔵または仮取扱いを承認することが必要と認めるときに適用するものとする。

### (安全対策)

第3条 震災時等における仮貯蔵等に係る安全対策について、次の各号により指導すること。

- (1) 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、屋内で行う場合は、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第16条第1項第4号の規定の例により、保有空地を確保すること。
- (3) 見やすい箇所に標識・掲示板を立て、関係者に注意喚起を行うこと。
- (4) 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。
- (5) 保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。
- (6) 静電気対策は次によること。

ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。

イ 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保する

こと。

ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること）。

エ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れ、人体の帯電量を小さくしておくこと。

オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

カ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m毎秒）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。

キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

- (7) 取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。
- (8) 危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。
- (9) 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこととし、危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。
- (10) 余震発生、避難勧告発令時等の対応についてあらかじめ定めておくこと。
- (11) 安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱形態に着目した特有の対策について、次の各号により指導すること。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

ア 屋内でドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

イ ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む必要があること。

ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で

行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

エ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。

オ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

ア 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する可能性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

イ 1か所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）

ア 原則としてガソリン以外の危険物とし、周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

(ア) 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立入りを厳に禁ずること。

(イ) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

(ウ) 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。

(エ) ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

(オ) 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼし防止に細

心の注意を払って給油すること。

イ 移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合において、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性に対して十分な安全対策を実施すること。

(ア) 給油時の漏れ・溢れ等による流出事故の発生危険性（満量時の自動停止機能や最大吐出量の設定等による、給油時の漏れ・溢れ等の防止等。）。

(イ) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（万が一流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備による被害拡大の防止。）。

(ウ) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油に関係ない者の立ち入りの管理、給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中への対策等。）。

(エ) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（防火塀等による、損壊した周辺建物等による延焼拡大危険性の増大への対策等。）。

3 前2項に掲げるもののほか、仮貯蔵等を行う上で必要と認められる安全対策について、適切に計画するよう指導すること。

（事前の手続き）

第4条 震災時等において、次条に定める手続により仮貯蔵等の承認申請を行うことを想定している電気関係事業者、建設業者、石油関係業者及び官公庁等の事業者（以下「事業者等」という。）とは、安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画について事前協議を行い、その結果に基づき作成された震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書（以下「実施計画書」という。）を提出させること。

2 実施計画書の届出は、様式第1号によるものとする。

3 実施計画書は、概ね次の内容を網羅したものとする。

(1) 仮貯蔵等の実施予定場所及び敷地内配置図が添付されていること。

(2) 仮貯蔵等の実態に応じた、適切な安全対策が講じられていること。

(3) 必要な資機材の準備方法について示されていること。

4 実施計画書は2部提出させるものとし、1部に別図の届出済印を押印し、届出者に返付すること。

（仮貯蔵等の申請手続）

第5条 震災時等における災害応急対策又は災害復旧のために仮貯蔵等を行う場合であって、山口市危険物の規制に関する規則第2条第1項及び第2項の規定による手続（以下「書面による申請手続」という。）を行ういとまがない場合の仮貯蔵等の申請手続は、次の各号によるものとする。

(1) 実施計画書の届出がされている場合

ア 実施計画書の届出がされている場合の仮貯蔵等の申請については電話等により口頭で行うことができるものとし、聞き取りの結果、実施計画書の内容と相違がないことが確認できたときは、口頭により承認することができるものとする。この場合、速やかに現地確認を行い、必要に応じ安全対策について指導すること。

イ 口頭による承認後、事業者等が消防本部へ来庁することが可能になった場合は、速やかに書面による申請手続を行わせるものとする。

(2) 実施計画書の届出がされていない場合

原則的に書面による申請手続とする。ただし、仮貯蔵等の内容が定型的なものであり、必要な安全対策等が講じられていると認められるものの手続については、前号の例によることができるものとする。

- 2 通信手段や交通手段が確保できず、やむを得ず緊急避難的な仮貯蔵等が行われていることを覚知した場合は、速やかに現地調査を行い、必要に応じ関係者に対し安全対策等について指導するとともに、安全が確保されていると認める場合にあつては仮貯蔵等の承認を行うことができるものとする。この場合、関係者に対し速やかに書面による申請手続を行わせるものとする。

(10日間を超える仮貯蔵等)

第6条 災害の状況により、10日間を超えて仮貯蔵等を行う必要がある場合は、仮貯蔵等の承認を繰り返すことで対応すること。

- 2 1回の承認期間は10日以内とし、その都度書面による申請手続を行わせること。
- 3 承認の繰り返しは必要な場合に限ることとし、無制限に承認するものではないこと。仮貯蔵等を行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去させること。
- 4 適宜現地確認を行い、関係者へ安全対策の徹底を指導すること。

(危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等)

第7条 危険物施設において想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等については、次の各号によること。

- (1) 震災時等に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、事前に変更許可申請又は軽微な変更の届出により、許可の内容に内包されている場合、仮貯蔵等の承認申請は必要ないこと。
- (2) 前号の場合において、予防規程を定めなければならない危険物施設については、震災発生時等における緊急対策、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵取扱いの手順等について予防規程に記載されており、認可を受けていること。

2 危険物施設において、あらかじめ許可の内容に内包されていない次の各号に掲げる事項等については、仮貯蔵等の承認申請が必要であること。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる危険物を貯蔵・取扱いする場合。
- (2) 既設の設備等において、使用目的や方法が全く異なる利用をする場合。
- (3) その他、許可の内容と明らかに異なる危険物の貯蔵・取扱いを行う場合。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。